鶴岡市長　様

**荘銀タクト鶴岡 プレイガイド申込書**

裏面の荘銀タクト鶴岡プレイガイド規約に同意し、下記のとおり申し込みます。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申込日 | 令和　　　年　　　月　　　日 | 金融機関名※入場無料の場合は不要。 |  | 銀行金庫農協 |  | 本　店支　店支　所出張所 |
| 団体名等 |  |
| 代表者名 |  |
| 住所 | 〒 |  | 預金種別 | １ 普通　　２ 当座　　３ その他 |
|  |
|  | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 電話番号 | ☎（　 　） | FAX（　 　） | ゆうちょ銀行の場合は５桁の記号と８桁の番号 | 　　　　― |
| 担当者名 |  | 口座名義**カタカナで記入** |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 開催日時 | 令和　　年　　月　　日（　　） | 令和　　年　　月　　日（　　） |
| 開場時間 | 時　　　分 | 開場時間 | 時　　　分 |
| 開演時間 | 時　　　分 | 開演時間 | 時　　　分 |
| 終演時間 | 時　　　分 | 終演時間 | 時　　　分 |
| 会場 | 荘銀タクト鶴岡（□大ホール　□小ホール）　□その他（　　　　　　　　） |
| 券種／料金枚数 | * 指定席 ※配席箇所を示した図面を要添付。　　□ 自由席　　□ 整理券等
 |
| ／　　　　　円 | 枚 | ／　　　　　円 | 枚 |
| ／　　　　　円 | 枚 | ／　　　　　円 | 枚 |
| 合計枚数 | 枚 | 【上限100枚】 |
| 取扱期間 | 販売開始 | 令和　　年　　　月　　　日（　　　）　　時　　分開始※原則、申込み日の１週間後以降から。　　 　　　　 　※時間指定がある場合のみ記入。 |
| 販売終了 | 令和　　年　　　月　　　日（　　　）※最長で、本番の前日まで。 | ※取扱い時間は、原則、9:00～19:00です。 |
| 取扱手数料 | 裏面「荘銀タクト鶴岡プレイガイド規約」のとおり |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 連絡事項 | 当日券 | □無　 □有（　　　　　円増） |  |
| 荘銀タクト鶴岡公式HP等掲載申込み※すでにお申込みの場合は記入不要です。 | □上記プレイガイド内容を公式HP・館内配布スケジュール表に掲載希望しますチラシの公式HPへの掲載　□ 可 ※掲載チラシを添付ください。　□ 不可問合せ先名称 必須：電話番号 必須：☎※荘銀タクト鶴岡が会場の催事に限る。上記問合せ先名称・電話番号を掲載します（省略不可）。 |

**荘銀タクト鶴岡 プレイガイド規約**

裏面

（総則）

第１条　荘銀タクト鶴岡プレイガイド申込者（以下「甲」という。）は、鶴岡市（以下「乙」という。）に対し、チケット等販売又は配布を委託し、乙はこれを受託する。

（取扱場所）

第２条　荘銀タクト鶴岡内とする。

（取扱期間等）

第３条　甲の指定した期間とし、取扱時間は荘銀タクト鶴岡の開館時間内（原則、午前９時から午後７時まで）とする。ただし、開館時間が短縮された場合はその時間内とする。また、他プレイガイドと取扱開始・終了時間を同一とする必要がある場合は、開館時間内であれば甲は時間を指定することができる。

（販売方法）

第４条　現金払いのみの取り扱いとする。

（取扱枚数）

第５条　初回の申込み時における依頼枚数は、上限100枚とする。ただし、完売等の場合は、追加で申し込むことができる。

（取扱手数料）

第６条　1,000円又は売上金に下表の割合を乗じた金額のどちらか高額の方とする。ただし、庄内地区の学校等の部活動は無料とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 庄内地区の学校等の部活動等 | 無料 |
| 市内の個人・団体等 | 売上金の５％　又は1,000円いずれか高額の方 |
| 市外の個人・団体等 | 売上金の10％　又は1,000円いずれか高額な方 |

（返券）

第７条　取扱終了後、乙は残券を回収して甲へ返券する。

（売上金の支払い等）

第８条　取扱終了後、乙は売上金を集約し、取扱手数料を差し引いた額を甲へ支払うものとする。

２　乙は、売上金が取扱手数料下限額の1,000円に満たない場合、下限額と売上金の差額を速やかに甲に請求するものとする。

３　甲は、前項の規定により適法な請求を受けたときには、請求日から３０日以内に支払うものとする。

（遵守事項）

第９条　甲は、チケット等に瑕疵があった場合、甲の責任において速やかに対処する。

２　乙は、チケット等販売・配布に際し、不備があった場合、速やかにその旨を報告することとする。また、甲の許可なく、割引販売、売掛行為、払い戻しを行わない。

（申込みの解除）

第１０条　甲又は乙が、故意又は重大な過失により、相手方に損害を与えたときは、賠償の責に任じこのプレイガイドを解除することができる。

（各事項の疑義）

第１１条　甲及び乙は、誠実にこの規約を履行するものとし、この規約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙相互に誠意をもって協議解決することとする。

私は、上記の規約を理解し、同意いたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和　　　年　　　月　　　日 | （署名） |  |